

建築物の用途の制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 ― 建てられない用途 ①、②、③、④、▲、■ 面積、階数等の制限あり	第1種用途地域	第2種用途地域	第3種用途地域	第一種住居地域	第二種住居地域	田園地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域	備 考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
住宅、共同住宅、賃貸倉庫、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
事務所等、非住宅部分、50㎡以下(2層築物(延べ面積)12未満のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
店舗等の床面積が、50㎡以下のも	―	①	②	③	○	○	○	○	○	○	▲
店舗等の床面積が、50㎡を超え、500㎡以下のもの	―	②	③	○	○	○	○	○	○	○	▲
店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	―	③	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	―	―	―	○	○	○	○	○	○	○	▲
店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	―	―	―	○	○	○	○	○	○	○	▲
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	―	―	―	―	―	―	○	○	○	○	▲
事務所等の床面積が、50㎡以下のもの	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、50㎡を超え、500㎡以下のもの	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	―	―	―	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
遊技場(パチンコ場、ホール等、パチンコ遊技場、パチンコ営業場)	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
ダンスホール、カラオケボックス等	―	―	―	▲	○	○	○	○	▲	○	○
映画館、ばちこ、遊、射的場、英会館、康楽施設等	―	―	―	―	▲	○	○	○	○	○	○
劇場、映画館、演習場、観覧場	―	―	―	―	―	▲	○	○	○	○	○
ホテル等、旅館(ホテル等)	―	―	―	―	―	―	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
大学、芸術専門学校、専門学校等	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
図書館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
児童遊園地等、一定規模以下の娯楽施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院	―	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―
公民館、診療所、保健所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、身体障害者福祉センター等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲
自動車検査場	―	―	―	―	―	―	○	○	○	○	○
自動車検査場(再検査場を除く)	―	―	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○
建築物附属自動車庫	①	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	※一団地の敷地内について別に制限あり										
倉庫(容積)	―	―	―	―	○	○	○	○	○	○	○
倉庫(50㎡を超えるもの)	―	―	―	▲	○	○	○	○	○	○	○
印刷工場、印刷所、製紙工場、印刷機、製紙機、繊維工場、製紙工場等(作業場の床面積が50㎡以下)	―	―	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがある工業	―	―	―	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
危険性や環境を悪化させるおそれがない工業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがある工業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
危険性が大きい又は新しく建築されるおそれがある工業	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
自動車修理工場	―	―	―	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が100㎡以下 ③ 作業場の床面積が500㎡以下 ④ 作業場の床面積が1000㎡以下 ⑤ 作業場の床面積が1000㎡以下 ⑥ 作業場の床面積が1000㎡以下 ⑦ 作業場の床面積が1000㎡以下 ⑧ 作業場の床面積が1000㎡以下 ⑨ 作業場の床面積が1000㎡以下 ⑩ 作業場の床面積が1000㎡以下										
火薬、工芸材料、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の場	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
量が少ない施設	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
量が多い施設	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
量がやや多い施設	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○
量が多い施設	―	―	―	―	―	―	―	―	―	○	○

注)本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。